

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター  
2020年ZDS-MA奨学助成金追加募集要項

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターでは、例年、研究を目的とする海外渡航のための助成を実施してきました。しかし、ドイツへの渡航が困難であるという現状に鑑みて、今年、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の特別のご厚意により、日本国内での研究調査活動に対する奨学助成の交付が認められることになりました。

ついては、ZDS-MAプログラム参加者を対象として、修士論文作成のための研究調査に対する助成を実施します。これには主として、文献購入費用、国内外の図書館・文書館・資料館等からの複写取り寄せ費用、オンラインデータベースなどのサービス利用料、などが該当します。

今回の募集は、2020年9月から12月の間に、日本国内で実施される研究計画を対象とします。但し、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の意向により、助成対象はドイツに関係のある研究計画に限定します。応募者の研究計画がこの条件に該当するかどうかの詳細については、センターまでお問い合わせください。

なお、奨学助成金を受けた場合には研究テーマおよび氏名等がセンターホームページで公表されること、統計調査のため、個人データ（名前、性別を含む）がドイツ学術交流会に開示される場合があることを了承の上、応募書類をご提出ください。

応募締め切り 2020年9月16日（水）12時（厳守）

2020年8月

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長  
川喜田敦子

1. 応募資格

ドイツ・ヨーロッパ研究センターZDS-MAプログラムに登録している東京大学大学院修士課程在籍者（学期途中からの登録も可能）。

2. 交付額

425ユーロ／一ヶ月

\*日本円で指定口座へ入金になるが、為替レートはドイツ学術交流会の指定レートとなる。

3. 助成期間

3ヶ月（最大）

\*助成期間は申請内容と予算の都合に応じて選考委員会で決定する。

\*すでに今年助成金を受給しているものは、支給期間合計が6ヶ月を超えないものとする。

#### 4. 応募方法

- 1) 所定の申請書をセンターHP ([http://desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education\\_application.html](http://desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education_application.html)) よりダウンロードし、期日までに [josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp) まで電子メールで提出すること。
- 2) 支出計画案を添えること。

\*9月17日(木)17時までに受領の通知がない場合は、事故の可能性があるため、送信日時を確認のうえ、問い合わせること。電子メールの事故などもあるので、早めに送付すること。審査結果は9月末までにメールで通知される予定である。

\*修士論文の構成を添付すること。

\*プログラム詳細、新規登録については上記のサイトを参照のこと。

\*ドイツ・ヨーロッパ研究センターが実施する研究報告会等への参加実績ならびに、ZDS-MA 指定科目の履修実績を添付すること。

#### 5. 選考方法

提出書類にもとづいてセンター執行委員会で選考をおこなう。

#### 6. 交付方法

本人名義の銀行口座に振り込む。

#### 7. 報告義務

受給者は、助成金による研究計画の終了後、次の書類をセンター事務室に提出しなければならない。

##### 1) 成果報告書(提出期限:2020年12月末日)

特に様式を定めないが、研究計画に基づいて実施した研究・調査の成果を具体的に4,000字程度で記すこと。マイクロソフト・ワードファイル(docx)形式を電子メールに添付し提出。後に、センター活動報告書やNEWSLETTERの一部として印刷される可能性があることを了承すること。

##### 2) 支出明細と領収書のコピー

奨学助成金の支出一覧と領収書(レシート)のコピー。領収書(レシート)はA4の用紙に印刷、あるいはA4の台紙に貼り付けて提出すること。

##### 3) その他

奨学助成金による研究調査の成果を生かして執筆した業績についてはドイツ・ヨーロッパ

研究センターに提出すること。

i) 修士論文ならびに修士論文要旨

ii) その他、奨学助成金による研究調査の成果が活字化された場合

#### 8. 変更届出

交付決定後に研究計画に変更が生じた場合には、ただちにセンター事務室に届け出なければならない。重大な変更の場合には、交付決定を取り消すこともある。

#### 9. 返還義務

受給者は、助成金の返還義務を負わない。ただし、提出書類の記載に偽りがあった場合、その他不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合、また、助成金が計画書に記載されたものとは異なった目的に使用されたことが判明した場合、成果報告書等定められた書類の提出を怠った場合には、全額を即時返還しなければならない。

#### 10. その他

提出されたデータおよび書類はいっさい返却しない。

#### 連絡先

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室

総合文化研究科・教養学部（駒場キャンパス）9号館3階313号室

担当：平松英人（センター助教）

E-mail: [josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp)